

初工事直轄

# 未加入使用で指名停止

## 近畿整備局発注の解体工事

国土交通省近畿地方整備局

は8日、同局発注の建築物解体工事で、社会保険に加入していない1次下請業者を使っていたとして、元請業者に対し1カ月間の指名停止措置を行った。直轄工事で未加入業者の排除措置が発動されたのは初めて。

指名停止を受けたのは、「神戸地方・家庭裁判所明石支部庁舎整備工事」を受注した兵庫県明石市の建築Dランク業者。発注者との工事請負契約において、未加入の1次業者との契約を禁じた規定に違反し、健康保険と厚生年金保険に加入していないとび、土工業者を1次に入れていた。指名停止の期間は4月7日までの1カ月で、措置範囲は近畿地整管内。

元請業者には、元下間の最

終契約額の10%に当たる制裁金を請求するほか、指名停止

に連動して工事成績評定を減じる。指名停止が1カ月以上2カ月未満の場合は、18点を減点することになっている。未加入業者がいたことは、局担当者による施工体制台帳のチェックで発覚した。当該1次業者はその後、すぐに両保険に加入したという。

国交省直轄工事で2014年8月から、未加入1次との契約を禁じるなどの排除措置を導入。当初は施工体制台帳の作成・提出義務がある下請契約総額3000万円(建築一式は4500万円)以上の工事を対象にしていたが、台帳作成の金額要件をなくした改正入札契約適正化法の15年4月施行を受け、同年8月から排除措置の対象も全工事

に試行拡大した。

国交省によると、今回未加入1次の存在が見つかった案

件の請負金額は3000万円程度で、15年10月から工事が始められた。15年8月からの排除措置の強化がなければ、判明していなかった可能性もある。